令和４年４月７日

各小学校・中学校・義務教育学校　保護者の皆様へ

相模原市教育委員会

教育長　鈴木　英之

（公印省略）

令和４年度の教育活動について（お知らせ）

日頃より、本市教育行政にご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

　さて、学校における新型コロナウイルス感染症の感染予防対策につきましては、引き続き十分な警戒を行い、市ガイドライン及び国や県からの通知に基づき、教育活動を行ってまいりますので、ご家庭での感染予防対策につきましても、ご協力をお願いいたします。

１　学校での対応

（１）登校後、担任が健康観察票等で健康状態を確認します。

（２）登校後に発熱や風邪症状がみられた場合は下校となりますので、直ぐにお迎えをお願いします。

（３）通常、マスクを着用し、熱中症等の健康被害が発生する恐れがある場合は、人と十分な距離を確保した上でマスクを外します。

（４）学校内の換気を徹底します。

（５）外から教室等に入る時、トイレの後、昼食の前後などに石鹸での手洗いを徹底します。

（６）昼食の喫食時は、机を寄せずになるべく離した状態で全員が同じ方向を向き、静かに食します。

２　ご家庭へのお願い

（１）お子様の陽性が判明した場合及び濃厚接触者に特定された場合は出席停止となりますので、速やかに学校にご連絡ください。

（２）自宅等において簡易的な抗原検査キットを使用した結果、陽性反応が出た場合は、医療機関に連絡または神奈川県の「自主療養」のLINEに登録して、陽性を確定してください。

（３）次に該当する場合は、感染予防のため登校することはできませんので、自宅で休養及び健康観察を行ってください（「欠席」ではなく「出席停止等」となります。）

ア　お子様が陽性者または濃厚接触者となった場合

イ　お子様に発熱等の風邪症状が見られる場合（喘息、花粉症等のアレルギー、ワクチン接種に伴う副反応など、原因が明確な場合は除く。）

ウ　お子様本人や、発熱等の症状のある同居のご家族がＰＣＲ検査等を受検し、結果が判明するまでの間

（職場等での定期的なＰＣＲ受検や、入院等の事前ＰＣＲ検査等は除く。）

（４）登校前に検温と健康観察を行ってください。感染拡大防止策として、検温の状況をご記入いただく「健康観察票」は、学校で確認しておりますので、毎日忘れずにお子様に持たせてください。

（５）感染への不安から欠席をする場合で、医療的ケアを必要としている、基礎疾患を有している、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの場合は、医師や学校にご相談ください。（合理的な理由がある場合は、「欠席」とせず「出席停止等」とします。）

（６）外出する場合は、「密閉」「密集」「密接」を避けてください。

（７）免疫力を高めるための十分な睡眠やバランスのとれた食事、規則正しい生活などへの配慮をお願いします。

（８）放課後や休日に仲の良い友人同士が多数で集まったり、家族ぐるみの交流や会食を行ったりすること等を通じて、感染が拡大してしまう可能性があります。「新しい生活様式」を参考に工夫していただき、学校の外でも感染が広がらないようにご配慮をお願いします。

３　陽性が判明した場合の出席停止期間

（１）症状がある場合

　　　発症日を０日目として１０日間の出席停止となりますが、症状が改善されない場合は医師等の指示に従ってください。

（２）症状がない場合

　　　検査日を０日目として７日間の出席停止となりますが、その後発症した場合は、発症日を０日目として１０日間の出席停止となります。

４　濃厚接触者について

（１）濃厚接触者の待機期間

ア　陽性者と隔離できていない場合でも、マスクの着用や手洗い等の感染対策を行うことにより、陽性者の発症日（無症状の場合は検査日）または住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を０日として７日間が待機期間となります。

イ　４日目及び５日目の抗原検査キットを使用した検査（自費検査とし、薬事承認されたものを必ず使用）で陰性を確認した場合は、５日目から解除が可能となります。

ただし、７日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認、高齢者や基礎疾患を有する者等との接触、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスク着用等の感染対策をお願いします。

（２）濃厚接触者の特定

お子様の陽性が判明した場合、濃厚接触者の可能性のある者を陽性者自ら（または保護者）が判定し、直接、対象となる児童生徒（または保護者）に連絡してください。

　　　ただし、中学生につきましては、同居する家族等以外の陽性者と接触した場合においては、濃厚接触者の特定・行動制限は求められませんが、感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症２日前～）の接触）があり、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした場合は、（１）の待機期間となります。

５　学級閉鎖等の基準

（１）学級閉鎖

ア　学級内で複数名の児童生徒等が感染し、いずれも感染可能期間（発症日の２日前以降）に登校していた場合で、最初に感染した児童生徒等の最終登校日から５日以内に新たに学級内に感染者が確認された場合、２人目の児童生徒等の陽性を確認した日から学級閉鎖を実施し、最終登校日から４日後までとします。

イ　発熱などの風邪症状等による欠席者がクラス全体の１５％以上となった場合、確認した日から４日後まで学級閉鎖とすることを基本とします。

（２）学年閉鎖

　　　学年内の過半の学級が学級閉鎖かつ、学年内のすべての学級に陽性者または風邪症状による欠席者のいずれかが１名以上いる場合に学年閉鎖とします。

（３）臨時休業

　　　基本的には複数の学年閉鎖で臨時休業としますが、感染状況等を踏まえて決定します。

６　「持続可能な新しい学校生活ガイドライン」について

学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減して、学校教育ならではの学びを大切にしながら教育活動を進めるために、相模原市教育委員会では、「相模原市版　持続可能な新しい学校生活ガイドライン」を作成しております。相模原市教育センターホームページにも掲載されておりますので、ご参照ください。

（http://www.sagamihara-kng.ed.jp/kyouikucenter/gakkouseikatugaidorainn3.pdf）

以　上

担当

〇新型コロナウイルス感染症に関すること

学校保健課：０４２－７０７－７１９９

〇教育課程等に関すること

学校教育課：０４２－７６９－８２８４